

在山形ベトナム人協会 規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、在山形ベトナム人協会 とする。

(副名称)

第2条 この会の副名称は、More Smile Yamagata (略称：MSY) とする。

(所在地)

第3条 この会は、住所を山形県山形市に置く。

(目 的)

第4条 この会は、山形県在住者を中心としたベトナム人等の外国人に対して「知恵・健全・快適」のある環境と交流の機会を提供し、文化的・精神的な生活の質を高め、国際的な活性化に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 日本語の学習活動
2. ベトナム人同士や日本人との交流の場の提供
3. スポーツや季節のイベント等を通じた会員間の交流促進
4. 国際交流活動
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 活動会員は、この会の目的に賛同し、活動および運営をするために入会した者とする。
- (2) 寄付会員は、この会の目的に賛同し、寄付するために入会した者とする。

(入 会)

第7条 この会に新たに入会しようとするものは、入会申込書により申し込むものとする。

(会 費)

第8条 会員は、以下に定める会費を納入するものとする。

- (1) 活動会員 無 料
- (2) 寄付会員 1口 1,000 円以上

(届出事項の変更)

第9条 会員は、住所、氏名、電話番号など入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出なければならない。

(退 会)

第10条 会員は、退会届を代表者に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会とみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人と2年以上連絡がとれないとき
- (3) 会費を2年以上納入しないとき

(役 員)

第11条 この会に必要な応じて次の役員を置く。

- (1) 代 表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 運営委員 若干名

(選 任)

第12条 役員は、役員による協議のうえ代表が選任する。

(職 務)

第 13 条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 運営委員は、本会の運営および事業の執行を担当する。

(事業年度)

第 14 条 この会の事業年度は、4月1日に始まり翌3月31日までとする。

附則

この規約は、令和2年9月2日から施行する。

この規約は、令和5年4月20日に改定する。

この規約は、令和5年12月24日に改定する。

(設立年月日)

令和2年9月2日